

老発0528第32号
令和3年5月28日

一般社団法人 全国介護事業者連盟
理事長 斉藤 正行 様

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和3年8月からの介護保険制度の見直しに係る周知への協力依頼について

厚生労働行政については、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第97号）等に基づき、令和3年8月1日より、高額介護（予防）サービス費の負担限度額及び補足給付における食費の見直しが施行されます。

当該見直しの趣旨、内容等については、利用者の方々に御理解をいただくことが重要であることから、厚生労働省及び各自治体においては、これらの内容を御説明するためのポスターを配布するとともに、リーフレット等も活用し、関係者の皆様の御協力を得ながら、様々な場所での周知を進めているところです。

こうした取組に加え、利用者が訪れる機会の多いと考えられる介護サービス事業所等でポスターの掲示及びリーフレットの配布をお願いしたいと考えておりますので、貴団体の御協力をお願い申し上げます（ポスターにつきましては、各自治体から介護サービス事業所等へ配布いただく予定です）。

本件につきまして、何卒、貴団体の御高配を賜りますとともに、会員各位に対して周知してまいりますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、ポスター及びリーフレットについては、厚生労働省ホームページ（※）にも掲載しておりますので、介護保険サービス利用者等に対して新制度について御説明する際に御活用いただきますようお願いいたします。

※ ポスター・リーフレット掲載場所：（厚生労働省ホームページ）ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 重要なお知らせ

- ・介護保険施設における食費及び高額介護サービス費の負担限度額が変わります。

（周知用ポスター）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000778218.pdf>

- ・食費の負担限度額が変わります（周知用リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334525.pdf>

- ・高額介護サービス費の負担限度額が変わります（周知用リーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334526.pdf>